

## 浜名湖圏域流域水循環協議会設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、「浜名湖圏域流域水循環協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、浜名湖圏域における健全な水循環の維持又は回復のために様々な課題に対して理念や将来目指すべき姿を共有し、水循環に関する施策等を連携して実施するための協議等を行うことを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 浜名湖圏域における健全な水循環の保全に係る施策、事業の推進に関すること。
- (2) 「浜名湖圏域流域水循環計画」(以下「計画」という。)の策定に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる会員により構成する。また、必要に応じて関係者の出席を妨げないものとする。

- 2 協議会に会長を置き、会長には静岡県くらし・環境部環境局長をもって充て、会長は会務を統括する。
- 3 協議会に副会長を置き、副会長には静岡県くらし・環境部環境局水資源課長をもって充て、副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

### (幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営のため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる会員により構成する。また、必要に応じて関係者の出席を妨げないものとする。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長には静岡県くらし・環境部環境局水資源課長をもって充て、幹事長は会務を統括する。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、副幹事長には静岡県くらし・環境部環境局水資源課水資源班長をもって充て、副幹事長は幹事長を補佐するとともに、幹事長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - (1) 計画策定のために流域の現状を把握し、並びに課題の整理、施策の検討及び指標の設定等に必要な資料を収集、整理する。
  - (2) 計画に基づく取組の円滑な実現のために、各構成員が個別若しくは連携して取組む事項に関して情報を共有する。
  - (3) 計画に基づく取組をフォローアップする。

### (事務局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局は、静岡県くらし・環境部環境局水資源課とする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月23日から施行する。

別表1（第4条関係） 浜名湖圏域流域水循環協議会の会員

県	くらし・環境部	環境局長（会長） 環境政策課長 水資源課長（副会長）
	環境局	
	スポーツ・文化観光部	文化財課長 観光政策課長
	文化局	
	観光交流局	
	経済産業部	農地計画課長 森林計画課長 水産資源課長
	農地局	
森林・林業局		
水産・海洋局		
交通基盤部	河川砂防局	河川砂防管理課長 河川企画課長 河川海岸整備課長 砂防課長
	港湾局	港湾企画課長
	都市局	都市計画課長 生活排水課長
	企業局	水道企画課長
	教育委員会	教育政策課長
	国	農林水産省 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所 企画課長 林野庁 関東森林管理局 天竜森林管理署 総括森林整備官
市	浜松市 環境部	次長兼環境政策課長 環境保全課長
	湖西市 環境部	環境課長

別表2（第5条関係） 浜名湖圏域流域水循環協議会幹事会の会員

県	くらし・環境部	環境局	水資源課長（幹事長） 環境政策課企画班長 水資源課水資源班長（副幹事長）
	スポーツ・文化観光部	文化局 観光交流局	文化財課文化資源活用班長 観光政策課施設班長
	経済産業部	農地局 森林・林業局 水産・海洋局	農地計画課事業調整班長 森林計画課森林計画班長 水産資源課資源増殖班長
	交通基盤部	河川砂防局  港湾局 都市局	河川砂防管理課河川砂防管理班長 河川企画課利水班長 河川海岸整備課河川整備班長 砂防課砂防班長 港湾企画課港湾計画班長 都市計画課都市行政班長 生活排水課計画班長
	企業局		水道企画課企画調査班長
	教育委員会		教育政策課政策企画班長
	国	農林水産省 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所 林野庁 関東森林管理局 天竜森林管理署	環境調査専門官 企画課企画係長 主任森林整備官（経営・土木）
市	浜松市 環境部	環境政策課 環境保全課	環境共生グループ長 水質保全グループ長
	湖西市 環境部	土木部 河川課 環境課	総務グループ長 環境係長